

富田林市こどもの権利条例【素案】解説付き

「富田林市こどもの権利条例【素案】」は、令和6年度に実施したこどもの声を聴く取組とこどもの権利に関する条例検討委員会（以下「条例検討委員会」といいます。）の意見をもとに作成しました。

【解説】は、条文について説明しています。

【関連する意見】は、素案の作成にあたり、参考にした意見（こどもや市民、条例検討委員会などの意見）の一部を記載しています。次回の会議で掲載します。

目次

前文

第1章 総則

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念

第2章 こどもの権利

- ・こどもの権利の保障

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

- ・共通の責務
- ・市の責務
- ・保護者の役割
- ・市民等の役割
- ・育ち学ぶ施設の役割

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

- ・こどもの権利の周知および啓発
- ・こどもの権利侵害の防止および救済
- ・こどもの意見表明および参加
- ・こどもの権利を保障する施策の推進
(貧困の防止と解消・居場所・相談・学び・支援)

第5章 こどもの権利の擁護および救済

- ・富田林市こどもの権利擁護委員の設置
- ・相談・調査専門員

第6章 条例の推進

- ・計画
- ・評価および検証
- ・関係機関との連携および施策、計画との整合

第7章 雑則

- ・委任

附則

前文

「前文」は、条例を制定する目的・基本理念を子どもや大人にわかりやすく伝えるために規定します。また、子どもたちが自分たちの条例であるという実感を持ってもらうことも重要です。

そのため、前文には「①子どもの想い」、「②大人へのメッセージ」、「③市や大人の決意表明」について定めています。

前文の作成方法は、①と②は令和 7 年度に実施した、子どもたちが条例作りに関わる取組「子どもの権利条例いっしょに作ってみない会？」において作成しました。③は条例検討委員会において作成します。

詳細は、資料4「子どもの権利条例いっしょに作ってみない会？の実施状況」P3～P4 に掲載しています。

第1章 総則

「第1章 総則」では、条例の目的、定義、基本理念を規定しています。

目的

第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、市全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することで、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。

【解説】

第1条では、条例の目的を定めています。

条例により、市全体でこどもの権利を保障する、まちづくりを推進することで、こどもたちが自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現していきます。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18 歳未満の者およびこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者をいいます。
- (2) 保護者 親および里親その他の親に代わりこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民等 次に掲げる者をいいます。
 - ア 市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者
 - イ 市内で事業を営む個人、法人または団体(以下「事業者」といいます。)
 - ウ 市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体(以下「育ち学ぶ活動を行う団体等」といいます。)
 - エ 市内でその他の活動を行う個人、法人または団体
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、**認定こども園**、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

【解説】

第2条では、条例で使用する「こども」、「保護者」、「市民等」、「育ち学ぶ施設」の言葉の意味を定めています。

「市」の定義について

市とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会またはこれらに置かれる機関(市立学校など)をいいます。

「子ども」の定義について

児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)に基づき、「18歳未満の者」と決めました。18歳未満の「市民」とせずに、「者」と定義することで、市内に在住することもだけでなく、在学・在勤することも含まれます。

また、こども基本法(令和4年法律第77号)を踏まえ、ひらがなのこどもを使用し、「これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、高校に在学する18歳以上の者、児童養護施設を18歳で退所した後の支援が必要な者など、必要な支援を18歳や20歳といった特定の年齢で途切れることなく行うことができます。

「保護者」の定義について

保護者とは、親および里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。その他の親に代わり子どもを養育する者とは、死亡等により親がいない場合の未成年後見人や、親に代わり実際に子どもを養育している祖父母などが該当します。

「市民等」の定義について

「市民等」とは、次の人や団体などのことをいいます。

- ア 市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者は、市内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人のことです。
- イ 市内で事業を営む個人、法人または団体は、市内の事業者のことです。
- ウ 市内で子どもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体は、こども食堂、地域のスポーツクラブなどを運営する NPO を含む市民活動団体や塾、**家庭教師**などこどもの習い事を行う法人や**個人**、自治会などをいいます。
- エ 市内でその他の活動を行う個人、法人または団体は、市内で上記以外の活動を行っている者または団体のことです。

「育ち学ぶ施設」の定義について

公立・私立を含む市内すべての保育所、幼稚園、**認定こども園**、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館や**Topic、TONPAL など市の施設**、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設、不登校の子どもを支援する施設いわゆるフリースクールなど、子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

基本理念

第3条 こどもの権利は、次に掲げる基本理念に基づき、保障されなければなりません。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されること。
- (4) すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えなければならないこと。

【解説】

第3条では、条例の基本的な考え方を定めています。

この条例において、子どもの権利条約やこども基本法の「一般原則」を前提とし、子どもの権利条約の4つの原則や、本市が令和6年度に実施したアンケート、各種ヒアリング、こどもワークショップなど、こどもの声を聴く取組(以下「こどもの声を聴く取組」とします。)で出たこどもたちの意見をもとに、4つの基本理念を定めました。

- (1) 差別の禁止(子どもの権利条約 第2条)
- (2) 生きる・育つ権利の保障(子どもの権利条約 第6条)
- (3) こどもの意見の尊重(子どもの権利条約 第12条)
- (4) こどもの最善の利益(子どもの権利条約 第3条)

第2章 こどもの権利

「第2章 こどもの権利」では、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもは権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されることを前提に、市全体で重点的に保障に取り組むべきこどもの権利について規定しています。

こどもの権利の保障

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)およびこども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」といいます。)に基づき、権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されます。

2 次に掲げるこどもの権利は、市全体で重点的に保障に取り組むものとしします。

- (1) どのような理由でも差別されない権利
- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 必要な支援を受ける権利
- (4) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利
- (5) 自分に関わることに参加する権利
- (6) 安心して生き、育つ権利
- (7) ありのままの自分で生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 相談する権利
- (10) 学ぶ権利

【解説】

第4条では、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、すべてのこどもの権利が保障されること、市全体で重点的に保障に取り組むこどもの権利を定めています。

こどもは子どもの権利条約に定められたすべてのこどもの権利が保障されます。また、こどもたちが持つさまざまな権利は相互に密接に関連・依存しあうものであり、どの権利が最も重要であるというようなことはありません。

一方、この条例の制定に先立ち行われた、「こどもの声を聴く取組」では、本市のこどもたち自身が守られていないと感じる権利があるなど、特に関心をもっている権利があります。そのため、第4条では市全体で重点的に保障に取り組むべき権利について**決めました**。

- (1) どのような理由でも差別されない権利

「どのような理由でも差別されない権利」とは、すべてのこどもは、こどもであること、海外につながりがあること、障がいがあること、性別、意見、考え、経済状況などのどのような理由があっても、差別されない権利です。

- (2) あらゆる暴力から守られる権利

「あらゆる暴力から守られる権利」とは、いじめや暴力、虐待、**体罰、不適切な指導、性暴力、経**

済的搾取等のあらゆる暴力から守ってもらえる権利です。

(3) 必要な支援を受ける権利

「必要な支援を受ける権利」とは、困ったときに必要な支援を受ける権利です。ヤングケアラーなどが適切な支援を受けたり、差別やいじめ、虐待など心や体が傷ついたときに、回復や再発を予防できるよう必要な支援を受けたりする権利です。

(4) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利

「自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利」とは、自分が思っていること、考えていること、感じていることを、自由に言ったり、伝えたりする権利です。そして、そうした自分の意見や考え、気持ちが周りの人に大切に受け止められ、尊重される権利です。

この権利は、赤ちゃんや幼児など、こどもの年齢に関係なく、こどもの成長に合わせた方法で、自分の意見や考え、気持ちを言ったり、伝えたりできます。

(5) 自分に関わることに参加する権利

「自分に関わることに参加する権利」とは、自分に関わることに意見を言うこと、家庭や学校、地域などで意見を聴いてもらえること、自分に関わることを自分で決められることなど、自分に関わることについての意思決定に参加する権利です。

(6) 安心して生き、育つ権利

「安心して生き、育つ権利」とは、安心して毎日を過ごすことができ、成長することができる権利です。

(7) ありのままの自分で生きる権利

「ありのままの自分で生きる権利」とは、一人ひとりの個性や価値観など、ありのままの自分が大切にされ、生きることができる権利です。

(8) 休む・遊ぶ権利

「休む・遊ぶ権利」とは、十分な休息をとること、自由に遊ぶことができる権利です。

(9) 相談する権利

「相談する権利」とは、困ったときやだれかに話を聞いてほしいとき、不安なときなどに、悩みを打ち明けたり、助けを求めたりなど、相談できる権利です。

(10) 学ぶ権利

「学ぶ権利」とは、学ぶ機会を平等に得たり、自分の意思で学んだりできる権利です。

第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割

「第3章 こどもの権利を保障するための責務および役割」では、「共通の責務」、「市の責務」、「保護者の役割」、「市民等の役割」、「育ち学ぶ施設の役割」について規定しています。

共通の責務

第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解し、尊重し、保障します。

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を第一に考えます。

3 だれであっても、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を行ってはなりません。

【解説】

第5条では、市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が共通して守らなければならない3つの責務について定めています。

第1項では、「こどもの権利の理解と尊重、そして保障」について定めています。こども・市民アンケート結果では、こどもの権利を守るための必要な仕組みとして、「大人がこどもの権利を知る」ことが多く選ばれました。

第2項では、「こどもの意見表明権の保障と最善の利益」について定めています。こどもには意見表明権があり、大人はこれを保障する義務があります。こどもアンケートの結果から、大人がこどもの意見を聴き、尊重することで、こどもたちの家庭や学校生活の満足度や幸福度の向上につながる事が分かりました。

第3項では、「こどもの権利侵害の禁止」について定めています。こどもアンケートの結果で、守られていないこどもの権利があると回答したこどもが一定数、存在しました。いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害は、あってはならないものということを定めました。

市の責務

第6条 市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

2 市は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。

【解説】

第6条では、市の責務を定めています。

市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設と協力しながら、第4章こどもの権利を保障するまちづくりの推進、第5章こどもの権利の擁護および救済、第6章条例の推進などの取組を進めます。

さらに、市は、第5章で規定しているこどもの権利擁護委員のほか、弁護士、医師など、関係者と協力して、こどもの権利侵害からの適切な救済、回復に向けた対応が必要です。そのため、関係機関と協力しながら、こどもの権利侵害を防止・救済することについて定めています。

保護者の役割

第7条 保護者は、子育てについて、第一義的責任があることを自覚するとともに、こどもにとっての最善の利益を第一に考えます。

2 保護者は、必要に応じて、相談し、または支援を求めるよう努めます。

3 保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境の確保に努めます。

4 保護者は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努めます。

【解説】

第7条では、保護者の役割を定めています。

民法(明治29年法律第89号)、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に規定されている「保護者は子育てについての第一義的責任がある」ことを踏まえ、第1項に子育てについて「第一義的責任があることを自覚すること」、「こどもの最善の利益を考えること」を定めました。

また、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が変化し、保護者が孤立してしまったり、子育てを助けてくれる人がいなかったり、子育てと仕事の両立で疲弊してしまったりするなど、保護者の子育ての負担感が増えています。そのため、子育てに困ったときなど必要に応じて、相談したり、支援を求めたりすることも第2項に定めました。

令和6年度に実施した様々なこどもの声を聴く取組において、多くのこどもが「安心して暮らせる」ことを望んでおり、家庭で安心して暮らすことが求められていることから、第3項に定めました。

市民等の役割

第8条 市民等は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努めます。

2 市民等は、地域がこどもにとって安心して生き、育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努めます。

3 事業者は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境(仕事と子育てを両立できる環境をいいます。)をつくるよう努めます。

4 育ち学ぶ活動を行う団体等は、市、保護者および育ち学ぶ施設と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めます。

【解説】

第8条では、市民等の役割を定めています。

「地域」とは、こどもが生活する身近な範囲を想定しています。地域は、多様な体験機会を生み出すこ

どもの育ちの場であり、安心して過ごせる場でもあります。こども同士の交流や、地域の大人との多様な関わりを通して、こどもは成長していきます。

そこで、市民等がこどもたちと積極的に関わり、こどもを見守り、支援する努めがあることを定めています。

また、市民等のうちの事業者の役割として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、働く者がこどもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進することを定めました。

さらに、市民等のうちの育ち学ぶ活動を行う団体等の役割として、市、保護者および育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めることを役割として定めました。

育ち学ぶ施設の役割

第9条 育ち学ぶ施設は、学び、体験、遊び等を通じて、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保します。

2 育ち学ぶ施設は、市、保護者および市民等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。

3 育ち学ぶ施設は、関係機関と協力し、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を防止および救済します。

【解説】

第9条では、育ち学ぶ施設の役割を定めています。

育ち学ぶ施設は、こどもにとって、学びや交流の場であると同時に、多くの時間を過ごす生活の場です。学び、体験、遊びなどにより、こどもが自分らしく、安心して生き、育つことができる環境および機会を確保することを育ち学ぶ施設の役割として定めました。

また、育ち学ぶ施設は、こどもに身近な場であることを考慮し、市、保護者および市民等と連携して、こどもの権利を保障するまちづくりを推進することを定めています。

そのほか、問題の内容に応じて、児童相談所や各種相談機関、第5章で規定しているこどもの権利擁護委員のほか、弁護士、医師など、関係者と協力して、こどもの権利侵害からの適切な救済、回復に向けた対応が必要です。さらに、こどもの権利侵害が起きないように、事前に防止すること、もし起きてしまったときには再び同じことが起きないように、再発を防止することも必要です。そのため、関係機関と協力しながら、こどもの権利侵害を防止・救済することについて定めています。

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

「第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進」では、「こどもの権利の周知および啓発」、「こどもの権利侵害の防止および救済」、「こどもの意見表明および参加」、「こどもの権利を保障する施策の推進」について規定しています。

こどもの権利の周知および啓発

第10条 **こどもは、子どもの権利条約およびこの条例について、知ることができます。**

2 市は、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。

3 市は、こどもがこどもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情報提供を受けるため、**多様な機会を設けて**、周知および啓発を行います。

4 市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、周知および啓発を行います。

5 市は、こども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定めます。

6 富田林市こどもの権利の日は、11月20日とします。

【解説】

第10条では、こどもの権利の周知および啓発を定めています。

こどもの権利を保障していくためには、市、市民等、保護者および育ち学ぶ施設そしてこどもは、こどもの権利に関する認知度・理解度を向上する必要があります。そのため、周知および啓発を行うことは重要です。

アンケート等の結果から、こどもの権利について学校で教えることや大人たちにもっとこどもの権利を伝えるといったことの重要性に関する意見が多くありました。

そのため、こどもにこどもの権利についての学習の機会を設ける、相談機関などの情報提供をするなどの取組を行い、周知および啓発することを決めました。また、**保護者、市民、市職員、学校の先生など**に周知および啓発を行うことも定めています。

さらに、重点的に周知を行う日として「こどもの権利の日」を設けることを決めました。11月20日は「世界子どもの日」で、子どもの権利条約が国連総会で採択された日です。

こどもの権利侵害の防止および救済

第11条 **こどもは、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のこどもの権利侵害を受けたとき、または受けるおそれがあるときは、必要としている支援を受けることができます。**

2 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、**性暴力、経済的搾取等**のこどもの権利侵害の防止および早期発見に努めます。

3 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、**性暴力、経済的搾取等**のこど

もの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

4 市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、**性暴力、経済的搾取**等のこどもの権利侵害の防止および救済に関する研修を行うよう努めます。

【解説】

第11条では、こどもの権利侵害の防止および救済を定めています。

いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、**性暴力**、デートDV、**経済的搾取**等のこどもの権利を侵害することは、こどもの自尊感情を傷つけ、こどもの成長に深刻な影響を与えます。だれであってもその行為を行うことは許されません。

市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、日常的にこどもに関わり、こどもの権利を保障していく立場にあるため、未然防止と早期発見に努める必要があります。また、こどものセーフガーディング※の取組に努めることも必要です。

そして、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、**性暴力**、**経済的搾取**等を受けたこどもを発見したときは、必要な支援を行い、関係機関と連携して、適切かつ迅速に救済することについて決めました。

※活動に携わるあらゆる人が、その活動を通して直接的、間接的にかかわるこどもたちに、いかなる形の不利益も生じることがないよう、活動の企画や運営のなかで可能な限り必要な施策を事前に定め、予防のための行動をとることです。日本ユニセフ協会ウェブサイト(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_childsafeguarding.html)から引用。

こどもの意見表明および参加

第12条 **こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。**

2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。

3 こどもは、意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。

4 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

5 市は、こどもに関する施策および計画、これらの実施結果の評価などを行うときは、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会を設けます。

6 市は、前項の機会を設けるときは、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。

7 市は、こどもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。

【解説】

第12条では、こどもの意見表明および参加を定めています。

条例検討委員会では、こどもの参加、意見表明について議論を重ねてきました。ワークショップやヒアリングのこどもの意見でも、「意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ」、「こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい」といった意見表明に関する意見が数多く寄せられました。そこで、こどもに

関する様々な場面で、子どもが参加し、意見を表明する機会を保障するため、子どもの意見表明および参加について明記しました。

子どもの意見表明というと、会議やアンケートなど「公式な場」を想像されることが多いですが、それは意見表明の機会の一部に過ぎません。学校や子ども食堂、地域活動の場など、子どもたちが普段過ごす居場所において、安心して自分の気持ちや考えを話せる環境があることも、重要な意見表明の機会です。日頃から子どもに寄り添い、子どもの話を聞き、信頼関係や安心できる関係を築くことで、子どもたちがふとしたときに発する声や、何気ない言葉の中にある「意見」を拾い上げることができます。

子どもの権利を保障するためには、形式的な機会だけでなく、日々の生活の中で子ども一人ひとりの声に意識を向けることが大切です。そのため、市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設に、その機会を設けるよう努めることを定めています。

市では、若者が本市に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議・提案する場である「若者会議」や、小中学校では「小学生・生徒会サミット」を開催しています。今後もこうした活動等の継続に加え、子ども会議や子どもの意見箱など市の施策に子どもの意見が反映される多様な参加の手法について検討します。

子どもの権利を保障する施策の推進

第13条 市は、すべての子どもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進します。

2 市は、子どもが楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる、多様な居場所づくりを推進します。

3 市は、子どもが悩んでいることや困っていること等について、気軽に安心して相談できる多様な環境づくりを推進します。

4 子どもからの相談を受けた者は、子どもの権利の擁護または救済に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

5 市は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進します。

6 市は、子どもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行います。

7 市は、保護者が子どもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

8 市は、子どもの権利の保障について、市民等および育ち学ぶ施設と協力するとともに、子どもの権利を保障するための活動を支援します。

【解説】

第13条では、子どもの権利を保障する施策の推進を定めています。

第13条1項では、**貧困の防止と解消について定めています。**

すべての子どもが、だれ一人取り残されることなく、生まれ育った環境によって左右されずに、すこやかに育ち、学べるようにしなければなりません。平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年の改正で、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されました。

これらのことから、市はこどもの貧困の防止と解消に向けて、取組を推進することを明記しました。

第13条2項では、居場所について定めています。

こどもの居場所は、地域の中でこどもたちが安心して過ごせ、自由に友達と遊んだり、ひとりでゆっくり休んだりでき、自分らしくいることができる場所として、とても重要です。アンケート結果から友達と遊ぶ・勉強する場所を増やすといった「遊び」の居場所を求める声が数多く挙がっています。

さらに、アンケートだけでなく、多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングでも、家や学校にいたくないときに過ごせる場所を増やすことが求められています。そのため、市はこどもが遊んだり、休んだりできる多様な居場所づくりを推進していくことを決めました。

第13条3項および4項では、相談について定めています。

こどもが悩みや困りごとを抱えたとき、相談できる人がいることは安心して過ごすために重要な条件であり、大人はこどもの「相談する権利」の保障に努める必要があります。

また、アンケートの結果からも、「相談できる人がいない」と回答したこどもが一定数いることが分かりました。さらに、その相談をする人に関しては信頼関係の構築が重要であることがこどもたちの意見から多く寄せられています。

これらのことから、安心して相談できる環境の整備など多様な環境づくり推進すること、こどもから受けた相談内容の守秘義務について決めました。

第13条5項では、学びについて定めています。

こどもの権利について学ぶ機会は、すべてのこどもにとって重要です。特に、自分自身の権利を理解し、尊重されることはすべてのこどもにとって欠かせません。そのため、こどもの学びは、こども一人ひとりの状況に適していることがとても重要です。多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングの結果からも、言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境、不登校など、様々な状況にあるこどもたちが学ぶことができる多様な環境づくりがこどもたちから求められています。

第13条6項、7項および8項では、支援について定めています。

こどもの権利を保障するためには、こどもへの支援だけでなく、こどもの権利を保障する人や団体への支援が求められています。そのため、こどもへの支援に加え、保護者、市民等および育ち学ぶ施設への支援を決めました。

第5章 こどもの権利の擁護および救済

「第5章 こどもの権利の擁護および救済」では、いじめ、差別、虐待、体罰、**不適切な指導、性暴力、経済的搾取**等の権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、「**こどもの権利擁護委員**」の設置を規定しています。

「**こどもの権利擁護委員**」には、一般的に「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能があるという考えを踏まえ、「委員の仕事」を定義しています。

富田林市こどもの権利擁護委員の設置

第14条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済を目的として、富田林市こどもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を市長の附属機関として設置します。

2 委員は、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。

- (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
- (3) 勧告または要請を行うこと。
- (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
- (5) こどもの権利および委員について周知および啓発を行うこと。

3 委員の定数は、3人以内とします。

4 委員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が委嘱します。

- (1) こどもの権利について見識を有すること。
- (2) 第三者として独立性を保持していること。

5 委員の任期は3年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
- (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 職務上**知り得た**秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。

7 **市は、委員の独立性を尊重しなければなりません。**

8 市は、委員の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。

9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設は、委員の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。

10 市は、委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

11 委員は毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。

【解説】

第14条では、いじめ、差別、虐待、体罰、**不適切な指導、性暴力、経済的搾取**等の権利侵害からの擁

護・侵害の防止・救済を図るための制度として、富田林市こどもの権利擁護委員の設置を定めています。

アンケート結果をみると、本市において、いじめや差別等、「守られていないこどもの権利がある」と回答したこどもが一定割合いることが分かりました。くわえて、「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。

現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これら学校以外の窓口ではこどもからの相談が非常に少ないのが現状です。これは、既存の窓口だけではこどもたちが利用しづらい、十分ではないことを示しています。

一方で、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支えるさらに高い専門性を備えた機関が必要です。

そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。これまでの経緯を踏まえ、こどもたちが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。

このような状況から、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに、気軽に相談でき、権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができるように、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考え、こどもと一緒に解決策を考え、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら、具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。

こうした背景から、条例検討委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護委員」を本市に設置すべきだと考えました。

この制度が活用されるためには、市はもちろん、保護者、市民等および育ち学ぶ施設の理解と協力が不可欠です。本市のこどもたちの権利侵害の実態や相談状況を分析した上で、必要な事項を条例に決めました。

相談・調査専門員

第 15 条 市長は、委員を補佐するため、こどもの権利に係る相談・調査専門員(以下「相談・調査専門員」といいます。)を置きます。

2 相談・調査専門員は、こどもに関する相談に応じ、必要に応じてその内容を委員に報告します。

【解説】

第15条では、こどもの権利擁護委員を補佐する常設の相談・調査専門員の設置について規定しています。相談・調査専門員は、こども等からの相談を受け、必要に応じてその内容を委員に報告し、対応を検討します。こども等からの相談については、こどもが気軽に相談できる、話を聞いてくれる相談窓口であることが重要です。

第6章 条例の推進

「第6章 条例の推進」ではこどもの権利を保障するまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進するとともに、評価・検証の仕組みなどについて規定しています。

計画

第16条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「こども計画」といいます。)を定めます。

2 こども計画は、法第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画とします。

3 こども計画の策定にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとします。

4 市は、こども計画にこの条例の推進を図るため、必要な事項を定めます。

5 この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。

【解説】

第16条では、条例の推進を図るための計画について定めています。

第4章こどもの権利を保障するまちづくりを推進し、条例の実現を図るために、「こども計画」を定め、こどもに関する施策を総合的に推進します。

また、計画の策定において、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くことも定めています。その際、第12条で規定しているこどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施します。

評価および検証

第17条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証しなければなりません。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年7月1日富田林市条例第29号)に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとします。

3 市は、評価および検証にあたり、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとします。

4 市は、評価および検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

【解説】

第17条では、「こども計画」の評価および検証について定めています。

評価や検証方法を定め、施策・事業のPDCAを効果的に推進することで、条例の実効性を担保しています。

また、「こども計画」の評価および検証について、第14条2項4号によりこどもの権利擁護委員は、意見を述べるすることができます。第三者であるこどもの権利の専門家による客観的な評価や検証を通じて、条例の理念に基づいた施策が適切に実施されているかを多角的に確認し、より実効性のある計画へと改善していくことができます。

さらに、評価および検証においても、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くことも定めてい

ます。その際、第12条で規定しているこどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施します。

関係機関との連携および施策、計画との整合

第 18 条 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるように、関係機関と連携します。

2 市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたっては、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、この条例との整合を図ります。

【解説】

第18条では、関係機関との連携および施策、計画との整合について定めています。

条例の推進を図るためには、関係機関との連携は必要不可欠です。また、市が実施することにも関する施策や計画の策定の際には、こどもの権利が保障されるように、この条例との整合を図る必要があります。

第7章 雑則

「第7章 雑則」では、委任について規定しています。

委任

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

附則では、条例の施行期日について規定しています。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。